

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

残高証明書等作成依頼書

野村證券株式会社

以下の残高証明書等の作成を依頼します。

<p>① 残高証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 死亡年月日基準で作成いたします。 ● 包括特定口座をご契約されている場合は、本依頼書をもって両口座分作成いたします。 <p>② 特定口座内譲渡所得等の明細/特定口座内配当所得等の明細(当年分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 帳票作成日基準で作成いたします。 ● 特定口座を開設されていない場合は、作成いたしません。 <p>※ 昨年以前のお取引の明細や、一般口座におけるお取引の明細を確認されたい場合には、お取引店までお問い合わせください。</p>

1. 被相続人(亡くなられた方)について、以下をご記入ください。

ご記入日	年	月	日
------	---	---	---

被相続人の おなまえ	フリガナ							
被相続人の 生年月日	□大正 □平成	年	月	日	死亡年月日※	年	月	日
	□昭和 □令和							
	被相続人の取引店名			取引店コード	口座番号			
	部							
	支店							

2. 相続人等について、以下①②のいずれかにご記入ください。

※必ず死亡年月日までご記入ください。日付までのご記入がない場合は当該期間の最終日を死亡日とさせていただきます。
(例)「9月」とご記入の場合は9月30日

※相続人等とは、相続人、または相続人から委任を受けた代理人等を指します。

※相続人から委任を受けた代理人等宛の郵送をご希望の場合は、②に代理人等のおところ・おなまえ・電話番号をご記入ください。

① 当社に口座をお持ちの方

※必ず、取引店名(または取引店コード)および口座番号をご記入ください。ご記入いただいた口座のお届出ご住所へ郵送いたします。

相続人等の おなまえ	フリガナ							
	相続人等の取引店名			取引店コード	口座番号			
	部							
	支店							

② 当社に口座をお持ちでない方(または口座開設手続き中の方)

※本人確認書類に記載されている通りにおところ・おなまえをご記入ください。ご記入いただいたご住所へ郵送いたします。

相続人等の おところ	〒 -							
相続人等の おなまえ	フリガナ			相続人等の 電話番号	- -			

いずれかにご記入ください

社用欄

※同名義口座分も本書類を受入れること (投資一任口座・ジュニア NISA 口座・N&C との包括特定口座は受入れ不要)

<p>【残高証明書・特定口座取引明細の作成】</p> <p>□ NBS 作成依頼: 『残高証明書』作成依頼票 送信済</p> <p>□ 営業店作成: 営業店にて『残高証明書作成システム』作成送信済 + NBS に『特定口座取引明細』作成依頼票 送信済</p>

受入日	受付者	総務管理者	残証システム 作成送信	元帳作成
-----	-----	-------	----------------	------

<p>【元帳の作成】</p> <p>□ 一般口座元帳 □ 信用口座元帳</p> <p>□ 継投口座元帳(MRF)</p> <p>□ 継投口座元帳(外貨 MMF)</p> <p>□ その他元帳()</p> <p>※営業店にて「元帳検索システム」から作成するか、別途、NBS WEB CH@NNEI の『顧客口座元帳』作成依頼票にて NBS へ作成依頼をすること</p>	<p>作成対象期間</p> <p>(年 月)</p> <p>~(年 月)</p>
--	--

<p>【被相続人が本支店と N&C の包括特定口座の場合】</p> <p>本支店の口座番号で受入れた場合⇒N&C の口座番号を下に記入</p> <p>N&C の口座番号で受入れた場合⇒本支店の口座番号を下に記入</p>									
<table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table>	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	

残高証明書等作成に係るご提出書類について

残高証明書等の作成をご依頼いただく際は、以下の書類と併せてご提出くださいますようお願いいたします。

※相続のお手続(ご資産のお振替)に際しては、必要な戸籍謄本等とは異なる場合がございます。相続のお手続きに必要な書類につきましては、弊社からお渡しする「相続のお手続きについて」や『「相続のお手続き」のご案内』に記載されている「お手続きに必要な書類」をご確認ください

＜郵送でお手続きいただく際の注意点＞

本手続きには、事前に被相続人(亡くなられた方)のお取引店へ相続が発生した旨のご連絡をいただく必要があります。ご連絡がお済みでない場合は、お取引店へご連絡ください。

No	書類	取得場所																					
1	お手続きに必要な書類																						
1	残高証明書等作成依頼書	弊社																					
2	<p>A 「法定相続情報一覧図の写し」(原本) ※ 「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省ホームページをご参照ください。</p> <p>B 以下①および②の両方の書類(いずれも死亡日以降に取得した書類)</p> <p>① 被相続人(亡くなられた方)の死亡が確認できる書類 (原本) (イ)戸籍謄本等※1 (ロ)住民票除票の写し (ハ)死亡診断書のいずれか 1つ※2 ※1 戸籍謄本/ 戸籍全部事項証明書/ 除籍謄本 ※2 死亡診断書のみコピー可、戸籍謄本等・住民票除票の写しは原本をご提出ください。</p> <p>② 被相続人(亡くなられた方)と相続人の関係性が確認できる戸籍謄本等 (原本) 亡くなられた方との関係性により、以下のいずれかの戸籍謄本等※3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">相続人</th> <th style="width: 45%;">ご用意いただく戸籍謄本等</th> <th style="width: 40%;">ご留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が確認できる戸籍謄本等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子・養子</td> <td>亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">孫</td> <td>(1)亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が確認できる戸籍謄本等</td> <td rowspan="2">上記(1)で関係性が確認できる場合は不要です。</td> </tr> <tr> <td>(2)亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等</td> </tr> <tr> <td>親</td> <td>亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等</td> <td>左記の戸籍謄本を用意していただければ、①の書類は不要です。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">兄弟・姉妹</td> <td>(1)亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等</td> <td rowspan="3">上記(1)または(2)で関係性が確認できる場合は不要です。</td> </tr> <tr> <td>(2)亡くなられた方の親、祖父母の死亡が確認できる戸籍謄本等</td> </tr> <tr> <td>(3)亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・姉妹)が確認できる戸籍謄本等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 ①の戸籍謄本/ 戸籍全部事項証明書/ 除籍謄本のいずれかで亡くなられた方と相続人の関係性が確認できる場合は、②の書類は不要です。</p>	相続人	ご用意いただく戸籍謄本等	ご留意事項	配偶者	亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が確認できる戸籍謄本等		子・養子	亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等		孫	(1)亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が確認できる戸籍謄本等	上記(1)で関係性が確認できる場合は不要です。	(2)亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等	親	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	左記の戸籍謄本を用意していただければ、①の書類は不要です。	兄弟・姉妹	(1)亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	上記(1)または(2)で関係性が確認できる場合は不要です。	(2)亡くなられた方の親、祖父母の死亡が確認できる戸籍謄本等	(3)亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・姉妹)が確認できる戸籍謄本等	<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">A・Bのいずれかを提出ください。</p> <p style="text-align: center;">① (イ) 本籍地を所轄する 市区町村役場 (ロ) 住民票登録がある 市区町村役場 (ハ) 病院</p> <p style="text-align: center;">② 本籍地を所轄する 市区町村役場</p>
相続人	ご用意いただく戸籍謄本等	ご留意事項																					
配偶者	亡くなられた方と相続人の関係性(夫婦)が確認できる戸籍謄本等																						
子・養子	亡くなられた方と相続人の関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等																						
孫	(1)亡くなられた方の子(相続人の親)の死亡が確認できる戸籍謄本等	上記(1)で関係性が確認できる場合は不要です。																					
	(2)亡くなられた方の子(相続人の親)と相続人との関係性(子・養子)が確認できる戸籍謄本等																						
親	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	左記の戸籍謄本を用意していただければ、①の書類は不要です。																					
兄弟・姉妹	(1)亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等	上記(1)または(2)で関係性が確認できる場合は不要です。																					
	(2)亡くなられた方の親、祖父母の死亡が確認できる戸籍謄本等																						
	(3)亡くなられた方と相続人との関係性(兄弟・姉妹)が確認できる戸籍謄本等																						
3	<p>相続人等の「本人確認書類」(以下のいずれか1つ) 運転免許証、健康保険証、住民票の写し(6 か月以内に発行されたもの)、印鑑登録証明書(6 か月以内に発行されたもの)等の原本またはコピー ※ <u>相続人が弊社にお口座をお持ちの場合は不要</u>です。ただし、「残高証明書等作成依頼書」にご記入いただいた、おなまえ・おところ等が弊社にお届出いただいている内容と異なる場合には、別途お手続きが必要となりますので、お取引店までお問い合わせください。 ※ 相続人から委任を受けた代理人等が手続きされる場合は、代わりに「委任状(原本)」と「代理人等の本人確認書類」「相続人の印鑑登録証明書(原本)」をご提出ください。</p>	—																					

2 その他ご留意点

- ・ 外国債券を保有している等、お預りの状況により、お届けまでに3週間程度のお時間をいただく場合がございます。
- ・ ご提出いただいた戸籍謄本等の原本のご返却をご希望の場合は、お取引店までお申し出ください。なお、ご返却までに日数を要する場合がございます。
- ・ 追加書類のご提出をお願いする場合がございます。